

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成27年1月9日提出
【計算期間】	第7特定期間（自 平成26年4月11日至 平成26年10月10日）
【ファンド名】	明治安田日本債券オープン（毎月決算型）
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石 川 昌 秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目４番７号
【事務連絡者氏名】	谷 口 嘉 邦
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目４番７号
【電話番号】	03-6731-4720
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① 明治安田日本債券オープン（毎月決算型）は、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

また、邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等に直接投資することがあります。

②当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル ()	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド
	年12回 (毎月)	アジア	
		オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのもの）を通じて実質的に債券に投資する旨の記載があるものであって、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

③信託金の限度額：上限1,000億円

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1. 「NOMURA－BPI総合」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

※NOMURA－BPI総合は、日本国内で発行された公募利付債の市場全体の動向を表すために、野村證券株式会社に
よって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファ
ンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

2. 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債お
よびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。

※格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者等）が評価した意見で
す。格付けが高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件
で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなり
ます。

3. 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分
析を重視したアクティブ運用を行います。

4. マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレー
ションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。

5. 公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

(2)【ファンドの沿革】

平成13年4月11日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成21年4月1日 ファンドの名称を「明治ドレスナー日本債券オープン」から
「MDAM日本債券オープン」に変更

平成22年10月1日 ファンドの名称を「MDAM日本債券オープン」から
「明治安田日本債券オープン」に変更

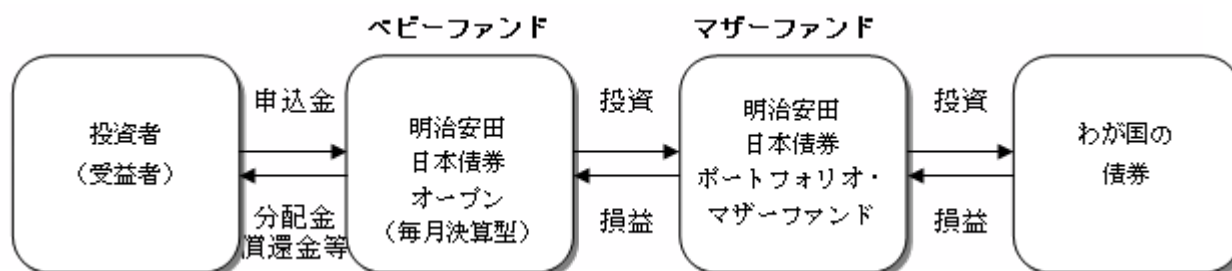
平成23年4月28日 ファンドの名称を「明治安田日本債券オープン」から
「明治安田日本債券オープン（毎月決算型）」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファン
ド」受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う
仕組みになっています。

※「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を
主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益は全て投資者である受益者に帰属します。

②委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。

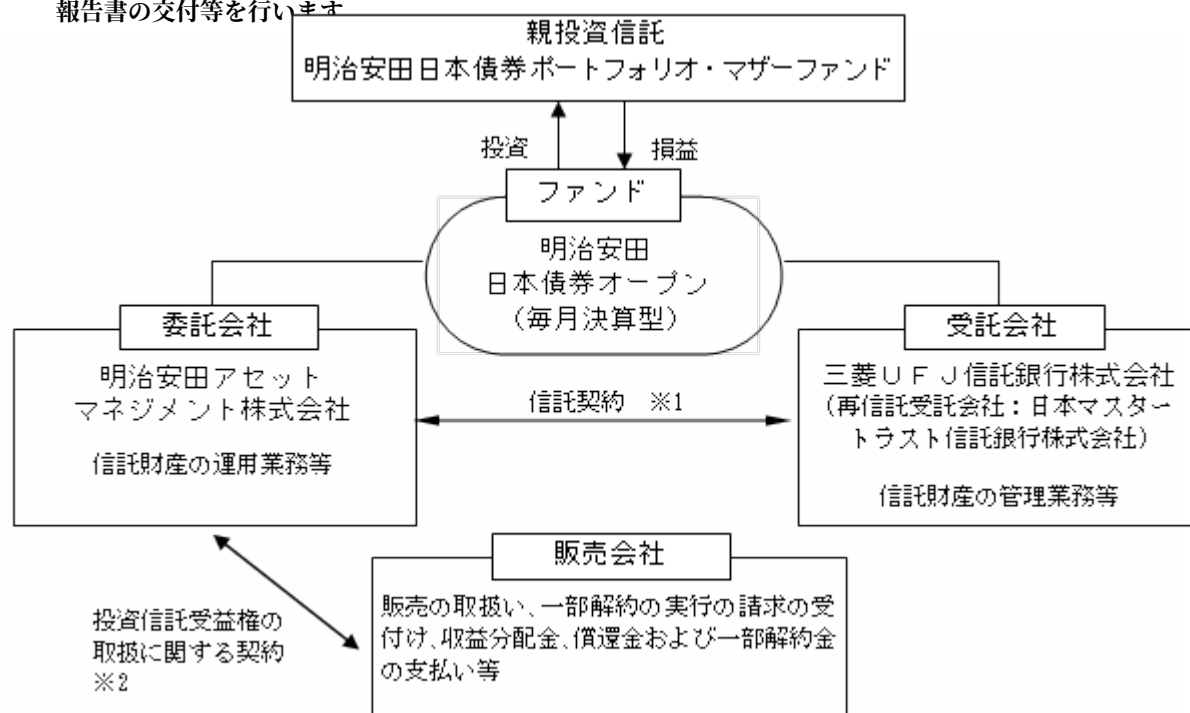
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。

(受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)

3. 販売会社

ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円
2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲー・エム・ペー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・アム・マイン, ボッゲンハイマー・ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①運用方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行います。

②運用の形態等

ファンダメンタルズ分析を重視した運用によりベンチマークを上回る収益獲得を目指すアクティブ運用を行います。

③投資態度

- 1.主として「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、わが国の公社債へ分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
- 2.「NOMURA－BPI総合」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- 3.信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。
- 4.運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
- 5.債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- 6.マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。
- 7.公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）親投資信託の概要

「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

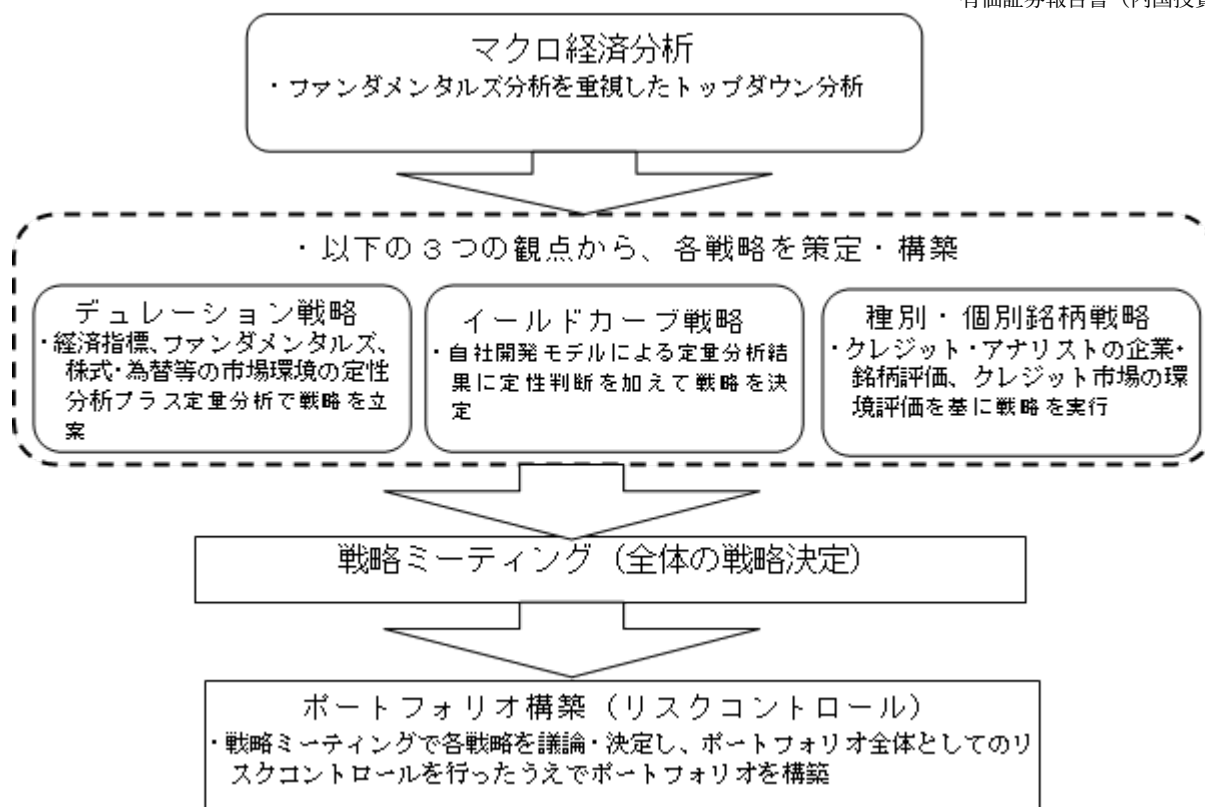
2 運用方法

(1) 投資対象

邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①「NOMURA－BPI総合」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ② 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。
- ③ 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



- ④ 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- ⑤ マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。
- ⑥ 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑦ 有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。
- ⑧ スワップ取引を約款所定の範囲で行います。
- ⑨ 有価証券の貸付けおよび資金の借入を約款所定の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡取引を約款所定の範囲で行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

- ① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第24条に定めるものに限りま。

ハ、約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ、金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ、為替手形

- ② 委託会社は、信託金を、主として「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で上記20.の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに16.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券および上記12.ならびに16.の証券または証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

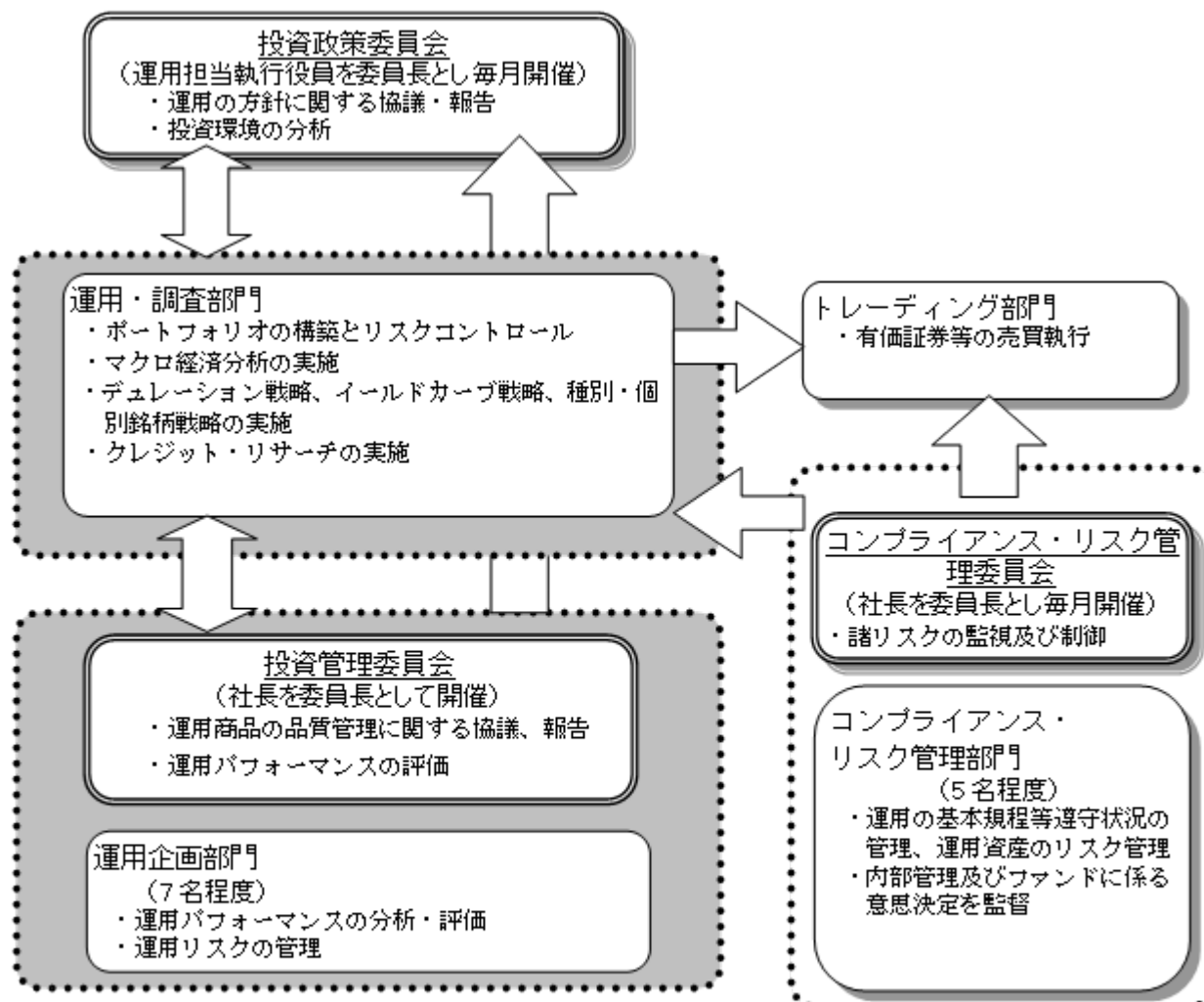
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記「③ 1.から4.」までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ (<http://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

<受託会社に対する管理体制>

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- i 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ii 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

●収益分配金に関する留意事項●

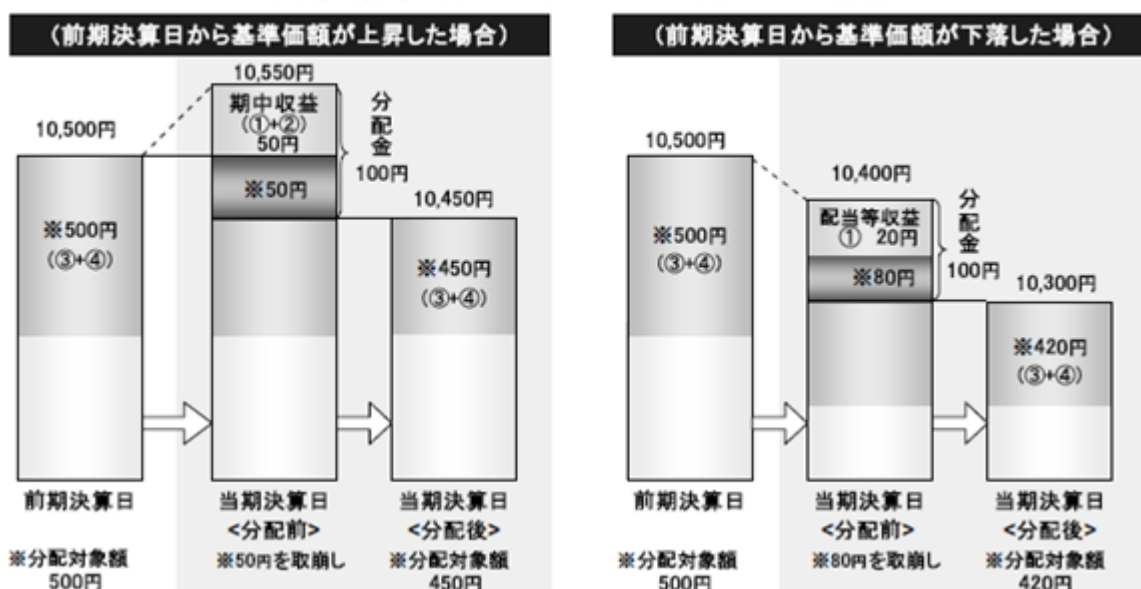
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



※上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

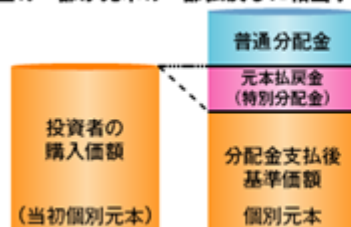


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金…個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）…個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(5)【投資制限】

<投資信託約款に基づく投資制限>

① 株式への投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（以下「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

② 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

③ 新株引受権証券等の投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 投資信託証券の投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

（注）信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

⑤ 同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑧ 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2. 上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします（以下同じ。）。

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑩ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪ 金利先渡し取引の運用指図

- 1.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- 2.金利先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3.金利先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4.委託会社は、金利先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

※「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑫ デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬ 有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の i および ii の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - i 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ii 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2.上記 i および ii に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3.委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭ 公社債の空売りの指図範囲

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2.上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

⑮ 公社債の借入れ

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2.上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
- 4.上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑯ 資金の借入れ

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる

収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- i) 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ii) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- iii) 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<法律等で規制される投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

明治安田日本債券オープン（毎月決算型）は、直接あるいはマザーファンドを通じて、債券（公社債）など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

①債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

②信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他のリスク・留意点

●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなる場合があります。

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

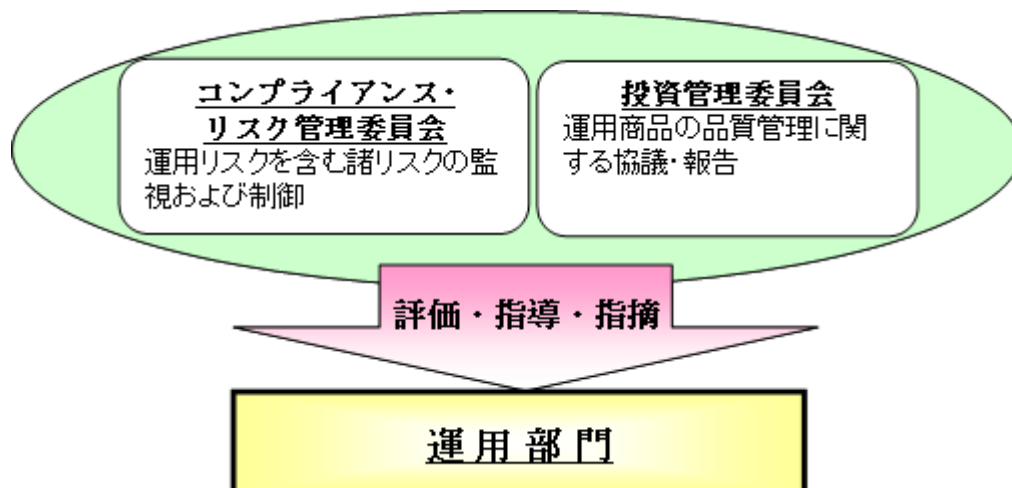
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

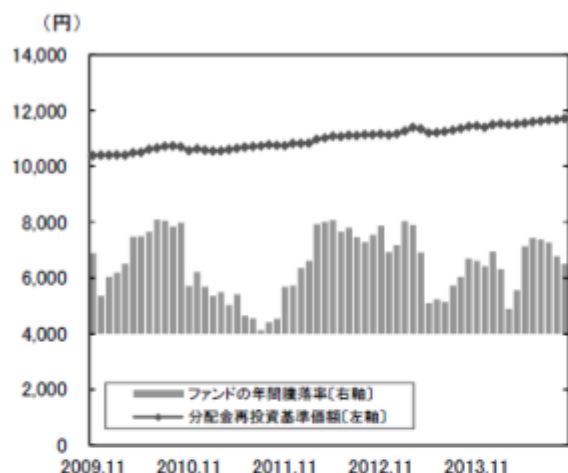
ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。
- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(3)参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

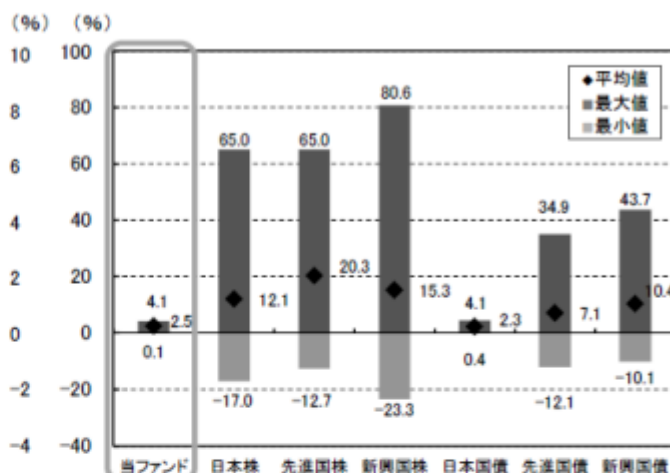
※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出（以下同じ。））および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※分配金再投資基準価額は5年前の基準価額を起点として計算したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2009年11月～2014年10月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	野村證券株式会社
先進国国債	シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	Citigroup Index LLC
新興国国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	J.P.Morgan Securities LLC

（注）海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースにて表示。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

<代表的資産クラスの指数について>

TOPIX（東証株価指数）とは、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部とすることがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

東証株価指数（TOPIX）は株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といいます）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利およびTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はTOPIXの商標の使用若しくはTOPIXの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

MSCI -KOKUSAIはMSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI -KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA-BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

シティ世界国債インデックスは世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）はJ.P.Morgan Securities LLC(JPモルガン)が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

①申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、0.54%（税抜0.5%）を上限として、各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます（以下同じ。）。

※申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。

②分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

① 解約手数料はありません。

② 一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から0.1%の信託財産留保額を控除した額とします。

※「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.702%（税抜0.65%）以内の率を乗じて得た額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

配分	料率（年率）			役務の内容
新発10年 国債利回り*	3%未満の場合	3%以上5% 未満の場合	5%以上の場合	
委託会社	0.1728% （税抜 0.16%）	0.2592% （税抜 0.24%）	0.3024% （税抜 0.28%）	ファンドの運用、基準価額の算出、 法定書類の作成等の対価
販売会社	0.324% （税抜 0.3%）	0.3456% （税抜 0.32%）	0.3564% （税抜 0.33%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.0432%（税抜 0.04%）			ファンド財産の管理、委託会社からの指図 の実行等の対価
合計	0.54% （税抜 0.5%）	0.648% （税抜 0.6%）	0.702% （税抜 0.65%）	運用管理費用（信託報酬） ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬 率

* 新発10年国債利回り水準は、各計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）にて判定し、当該計算期間において適用します。

②上記信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

① 信託財産の監査にかかる費用として、監査法人に純資産総額に対し年0.00216%（税抜0.002%）の監査費用を支払う他、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社が立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用等は信託財産中より支弁します。

③ 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

(5)【課税上の取扱い】

1)個人、法人別の課税の取扱いについて

1.個人の受益者に対する課税

＜収益分配金（普通分配金）に対する課税＞

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

期間	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

<一部解約時および償還時に対する課税>

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

期間	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2.法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

期間	税率
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

2)個別元本方式について

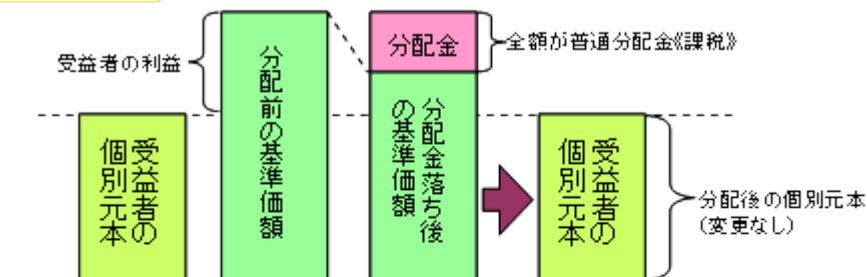
- 1.追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2.受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
- 3.受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

3) 収益分配金の課税について

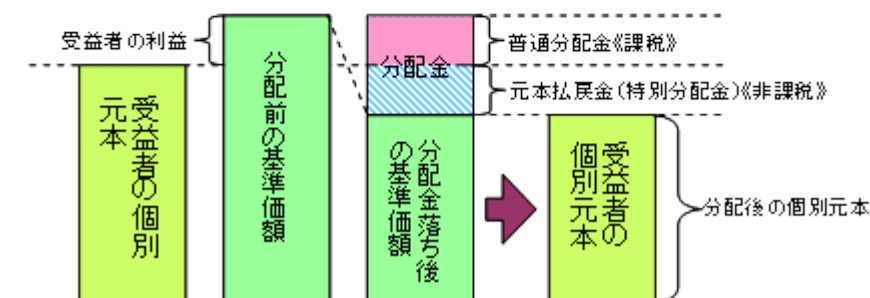
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

- ① 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ② 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

①の場合



②の場合



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※課税上は、株式投資信託として取扱われます。

※当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用対象外です。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。

＜少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合＞

少額投資非課税制度は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。

ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成26年10月31日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

※マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	513,128,530	102.90
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△14,462,536	△2.90
合計（純資産総額）		498,665,994	100.00

※キャッシュフローの影響で、親投資信託受益証券の投資比率が100%を超えています。

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****イ. 評価額上位銘柄明細**

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券ポートフォ リオ・マザーファンド	393,382,805	1.3005	511,598,443	1.3044	513,128,530	102.90

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	102.90
合計	102.90

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4計算期間末（平成17年 4月11日）	249,744,407	250,488,086	10,075	10,105
第5計算期間末（平成18年 4月10日）	221,284,094	221,284,094	9,830	9,830
第6計算期間末（平成19年 4月10日）	201,201,642	201,402,614	10,011	10,021
第7計算期間末（平成20年 4月10日）	670,085,827	676,699,000	10,133	10,233
第8計算期間末（平成21年 4月10日）	658,351,532	660,314,590	10,061	10,091
第9計算期間末（平成22年 4月12日）	663,215,625	676,205,384	10,211	10,411
第10計算期間末（平成23年 4月11日）	572,091,755	573,204,220	10,285	10,305
第1特定期間末（平成23年10月11日）	580,483,805	581,595,935	10,439	10,459
第2特定期間末（平成24年 4月10日）	46,621,098	46,709,926	10,497	10,517
第3特定期間末（平成24年10月10日）	76,598,783	76,744,426	10,519	10,539
第4特定期間末（平成25年 4月10日）	99,202,355	99,389,175	10,620	10,640
第5特定期間末（平成25年10月10日）	131,814,429	132,064,986	10,522	10,542
第6特定期間末（平成26年 4月10日）	208,468,962	208,865,464	10,515	10,535
第7特定期間末（平成26年10月10日）	351,421,651	352,087,890	10,549	10,569
平成25年10月末日	141,651,775	—	10,562	—
11月末日	150,819,125	—	10,556	—
12月末日	178,593,735	—	10,489	—
平成26年 1月末日	193,640,975	—	10,557	—
2月末日	197,855,212	—	10,566	—
3月末日	203,977,753	—	10,517	—
4月末日	224,456,126	—	10,516	—
5月末日	226,444,115	—	10,526	—
6月末日	243,271,919	—	10,547	—
7月末日	255,100,388	—	10,551	—
8月末日	279,697,109	—	10,572	—
9月末日	341,275,959	—	10,560	—
10月末日	498,665,994	—	10,582	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第4計算期間	平成16年 4月13日～平成17年 4月11日	30
第5計算期間	平成17年 4月12日～平成18年 4月10日	0
第6計算期間	平成18年 4月11日～平成19年 4月10日	10
第7計算期間	平成19年 4月11日～平成20年 4月10日	100
第8計算期間	平成20年 4月11日～平成21年 4月10日	30
第9計算期間	平成21年 4月11日～平成22年 4月12日	200
第10計算期間	平成22年 4月13日～平成23年 4月11日	20
第1特定期間	平成23年 4月12日～平成23年10月11日	120
第2特定期間	平成23年10月12日～平成24年 4月10日	120
第3特定期間	平成24年 4月11日～平成24年10月10日	120
第4特定期間	平成24年10月11日～平成25年 4月10日	120
第5特定期間	平成25年 4月11日～平成25年10月10日	120
第6特定期間	平成25年10月11日～平成26年 4月10日	120
第7特定期間	平成26年 4月11日～平成26年10月10日	120

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第4計算期間	平成16年 4月13日～平成17年 4月11日	1.77
第5計算期間	平成17年 4月12日～平成18年 4月10日	△2.43
第6計算期間	平成18年 4月11日～平成19年 4月10日	1.94
第7計算期間	平成19年 4月11日～平成20年 4月10日	2.22
第8計算期間	平成20年 4月11日～平成21年 4月10日	△0.41
第9計算期間	平成21年 4月11日～平成22年 4月12日	3.48
第10計算期間	平成22年 4月13日～平成23年 4月11日	0.92
第1特定期間	平成23年 4月12日～平成23年10月11日	2.66
第2特定期間	平成23年10月12日～平成24年 4月10日	1.71
第3特定期間	平成24年 4月11日～平成24年10月10日	1.35
第4特定期間	平成24年10月11日～平成25年 4月10日	2.10
第5特定期間	平成25年 4月11日～平成25年10月10日	0.21
第6特定期間	平成25年10月11日～平成26年 4月10日	1.07
第7特定期間	平成26年 4月11日～平成26年10月10日	1.46

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第4計算期間	平成16年 4月13日～平成17年 4月11日	1,645,363	43,053,850
第5計算期間	平成17年 4月12日～平成18年 4月10日	714,175	23,501,966
第6計算期間	平成18年 4月11日～平成19年 4月10日	—	24,133,448
第7計算期間	平成19年 4月11日～平成20年 4月10日	499,950,568	39,605,279
第8計算期間	平成20年 4月11日～平成21年 4月10日	6,079,738	13,044,056
第9計算期間	平成21年 4月11日～平成22年 4月12日	1,847,892	6,712,888
第10計算期間	平成22年 4月13日～平成23年 4月11日	12,046,223	105,301,660
第1特定期間	平成23年 4月12日～平成23年10月11日	16,863,973	17,031,151
第2特定期間	平成23年10月12日～平成24年 4月10日	28,003,973	539,654,870
第3特定期間	平成24年 4月11日～平成24年10月10日	49,880,460	21,473,177
第4特定期間	平成24年10月11日～平成25年 4月10日	72,036,356	51,447,806
第5特定期間	平成25年 4月11日～平成25年10月10日	80,892,950	49,024,350
第6特定期間	平成25年10月11日～平成26年 4月10日	130,248,704	57,276,529
第7特定期間	平成26年 4月11日～平成26年10月10日	180,032,931	45,164,449

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	4,214,187,660	46.19
	メキシコ	100,045,000	1.10
	小計	4,314,232,660	47.28
地方債証券	日本	140,240,800	1.54
特殊債券	韓国	300,119,000	3.29
	日本	44,177,509	0.48
	小計	344,296,509	3.77
社債券	日本	3,390,983,400	37.17
	フランス	606,068,000	6.64
	アメリカ	100,415,000	1.10
	韓国	100,342,000	1.10
	小計	4,197,808,400	46.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	127,368,884	1.40
合計(純資産総額)		9,123,947,253	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第113回利付国債5年	423,000,000	100.73	426,089,800	100.84	426,591,270	0.3	2018/6/20	4.68
2	日本	国債証券	第344回利付国債2年	411,000,000	100.05	411,221,940	100.13	411,571,290	0.1	2016/9/15	4.51
3	フランス	社債券	第16回ルノー円貨社債	400,000,000	100.00	400,000,000	101.28	405,152,000	1.27	2017/6/6	4.44
4	日本	社債券	第44回ソフトバンク無担保社債	300,000,000	100.08	300,266,000	101.88	305,664,000	1.689	2020/11/27	3.35
5	日本	国債証券	第341回利付国債2年	275,000,000	100.11	275,327,250	100.12	275,330,000	0.1	2016/6/15	3.02
6	日本	国債証券	第99回利付国債20年	220,000,000	117.32	258,104,000	117.32	258,104,000	2.1	2027/12/20	2.83
7	日本	社債券	第26回ソニー無担保社債	200,000,000	105.49	210,980,000	105.45	210,906,000	2.068	2019/6/20	2.31
8	日本	社債券	第316回北海道電力（一般担保付）	200,000,000	103.81	207,625,000	103.36	206,722,000	1.164	2020/6/25	2.27
9	日本	社債券	第1回三井住友フィナンシャルグループ（劣後特約付）	200,000,000	100.00	200,000,000	100.53	201,060,000	0.849	2024/9/12	2.20
10	日本	社債券	第4回出光興産無担保社債	200,000,000	100.00	200,000,000	100.37	200,754,000	0.541	2021/8/4	2.20
11	日本	社債券	第3回五洋建設無担保社債	200,000,000	100.00	200,000,000	100.30	200,602,000	0.68	2021/7/30	2.20
12	韓国	特殊債券	第5回韓国政策金融公社円貨債券	200,000,000	99.82	199,640,000	100.02	200,044,000	0.38	2015/11/2	2.19
13	日本	国債証券	第148回利付国債20年	183,000,000	100.99	184,814,840	104.38	191,026,380	1.5	2034/3/20	2.09
14	日本	国債証券	第337回利付国債2年	187,000,000	100.06	187,112,200	100.10	187,190,740	0.1	2016/2/15	2.05
15	日本	国債証券	第338回利付国債2年	176,000,000	100.05	176,088,000	100.10	176,177,760	0.1	2016/3/15	1.93
16	日本	国債証券	第44回利付国債30年	167,000,000	101.51	169,521,700	102.64	171,413,810	1.7	2044/9/20	1.88
17	日本	国債証券	第150回利付国債20年	147,000,000	101.09	148,615,920	102.06	150,031,140	1.4	2034/9/20	1.64
18	日本	社債券	第427回九州電力（一般担保付）	140,000,000	100.30	140,424,800	101.94	142,724,400	1.024	2024/5/24	1.56
19	日本	地方債証券	第105回大阪府公募公債	140,000,000	99.60	139,441,400	100.17	140,240,800	0.209	2019/4/26	1.54
20	日本	国債証券	第112回利付国債20年	103,000,000	116.01	119,494,810	117.24	120,765,440	2.1	2029/6/20	1.32
21	日本	国債証券	第137回利付国債20年	100,000,000	107.82	107,824,000	109.74	109,747,000	1.7	2032/6/20	1.20
22	日本	国債証券	第139回利付国債20年	100,000,000	106.42	106,421,000	108.09	108,098,000	1.6	2032/6/20	1.18
23	日本	社債券	第23回野村ホールディングス無担保社債	100,000,000	107.36	107,369,000	107.53	107,539,000	1.808	2020/6/24	1.18
24	日本	国債証券	第107回利付国債5年	106,000,000	100.46	106,490,780	100.46	106,495,020	0.2	2017/12/20	1.17
25	日本	社債券	第8回ジャックス無担保社債	100,000,000	103.81	103,817,000	103.59	103,593,000	1.13	2020/6/19	1.14
26	日本	社債券	第482回関西電力（一般担保付）	100,000,000	102.83	102,831,000	103.20	103,203,000	1.189	2020/7/24	1.13
27	日本	社債券	第105回東武鉄道無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	101.77	101,772,000	1.081	2026/6/17	1.12
28	日本	社債券	第1回三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	100.00	100,000,000	101.60	101,601,000	0.94	2024/6/26	1.11
29	日本	社債券	第66回アコム無担保社債	100,000,000	100.08	100,086,000	101.20	101,205,000	0.9	2021/2/26	1.11

30	日本	社債券	第1回みずほフィナンシャルグループ無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	100.00	100,000,000	101.19	101,199,000	0.95	2024/7/16	1.11
----	----	-----	-------------------------------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	------	-----------	------

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	47.28
地方債証券	1.54
特殊債券	3.77
社債券	46.01
合計	98.60

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

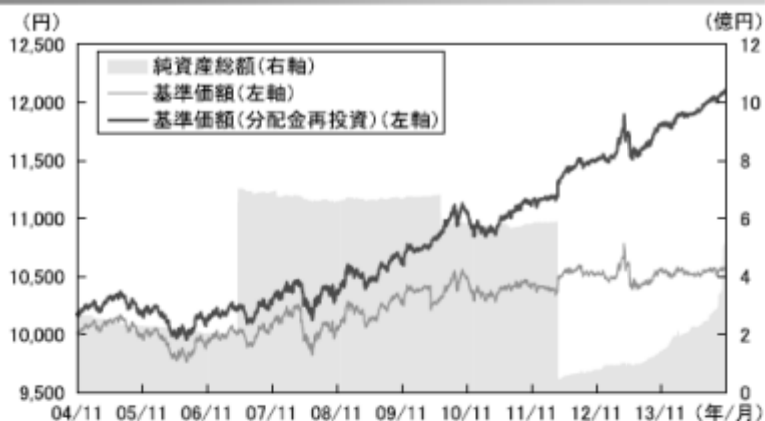
該当事項はありません。

＜参考情報＞

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2014年10月31日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額（分配金再投資）は信託報酬控除後のものであり、当ファンドの設定時を10,000円として分配金（税引前）再投資ベースで算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2014年10月	20円
2014年9月	20円
2014年8月	20円
2014年7月	20円
2014年6月	20円
直近1年累計	240円
設定来累計	1,400円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	10,582円
純資産総額	498百万円

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	102.90
コールローン、その他の資産（負債控除後）	△2.90
合計(純資産総額)	100.00

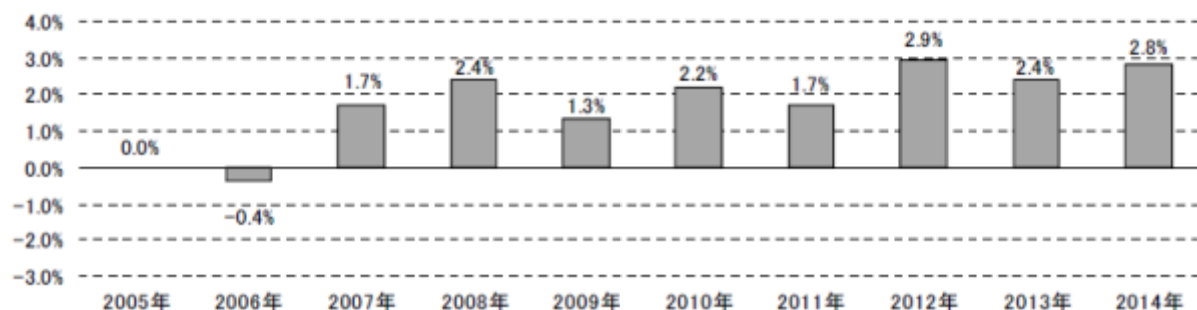
※キャッシュフローの影響でマザーファンドの投資比率が100%を超えています。

組入上位銘柄（マザーファンド）

	銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
1	第113回利付国債5年	0.3	2018年6月20日	国債証券	4.68
2	第344回利付国債2年	0.1	2016年9月15日	国債証券	4.51
3	第16回ルノー円貨社債	1.27	2017年6月6日	社債券	4.44
4	第44回ソフトバンク無担保社債	1.689	2020年11月27日	社債券	3.35
5	第341回利付国債2年	0.1	2016年6月15日	国債証券	3.02
6	第99回利付国債20年	2.1	2027年12月20日	国債証券	2.83
7	第26回ソニー無担保社債	2.068	2019年6月20日	社債券	2.31
8	第316回北海道電力（一般担保付）	1.164	2020年6月25日	社債券	2.27
9	第1回三井住友フィナンシャルグループ（劣後特約付）	0.849	2024年9月12日	社債券	2.20
10	第4回出光興産無担保社債	0.541	2021年8月4日	社債券	2.20

※マザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものとして算出しています。

※2014年は10月末までの収益率です。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。
※ 販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

4. 申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、0.54%（税抜0.5%）を上限として、各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。
※ 申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。
※ 分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
5. 申込単位は、販売会社が定める申込単位となります。
※ 自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については1口単位とします。
6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
※ 「分配金再投資コース」を選択する場合には、受益証券の取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。
※ 販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
※ 分配金再投資コースでファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的に受け取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結することにより、分配金を受け取ることができる場合があります。
7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

2【換金（解約）手続等】

信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額から0.1%の信託財産留保額を控除した金額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

※「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
4. 換金手数料はありません。
5. 換金単位は、販売会社が定める単位とします。
※自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ③価格情報会社の提供する価額

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス (<http://www.myam.co.jp/>)

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会

社に引き継ぐことを命じたときは、「⑦信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「⑦信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥委託会社の事業および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

⑧反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

⑨運用報告書

委託会社は、4月および10月の計算期間終了時及び償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

⑩その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

⑪公 告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑫関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金請求権

- ①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ③収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- ⑤分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金請求権

- ①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(4)信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

(5)帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7特定期間（平成26年4月11日から平成26年10月10日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

明治安田日本債券オープン（毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第6特定期間 (平成26年4月10日現在)	第7特定期間 (平成26年10月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,251,736	3,594,631
親投資信託受益証券	206,822,158	348,806,841
未収利息	1	1
流動資産合計	209,073,895	352,401,473
資産合計	209,073,895	352,401,473
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	396,502	666,239
未払解約金	116,140	172,985
未払受託者報酬	7,353	11,203
未払委託者報酬	84,581	128,844
その他未払費用	357	551
流動負債合計	604,933	979,822
負債合計	604,933	979,822
純資産の部		
元本等		
元本	198,251,093	333,119,575
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,217,869	18,302,076
（分配準備積立金）	208,819	907,736
元本等合計	208,468,962	351,421,651
純資産合計	208,468,962	351,421,651
負債純資産合計	209,073,895	352,401,473

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6特定期間 (自 平成25年10月11日 至 平成26年4月10日)	第7特定期間 (自 平成26年4月11日 至 平成26年10月10日)
営業収益		
受取利息	218	183
有価証券売買等損益	2,296,888	4,424,683
営業収益合計	2,297,106	4,424,866
営業費用		
受託者報酬	36,894	55,203
委託者報酬	424,227	634,818
その他費用	1,791	2,696
営業費用合計	462,912	692,717
営業利益又は営業損失（△）	1,834,194	3,732,149
経常利益又は経常損失（△）	1,834,194	3,732,149
当期純利益又は当期純損失（△）	1,834,194	3,732,149
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	51,474	33,727
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,535,511	10,217,869
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,000,189	9,781,272
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,000,189	9,781,272
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,985,428	2,342,125
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,985,428	2,342,125
分配金	2,115,123	3,053,362
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,217,869	18,302,076

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7 特定期間 (自 平成26年4月11日 至 平成26年10月10日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6 特定期間 (平成26年4月10日現在)	第7 特定期間 (平成26年10月10日現在)
1. 当該特定期間の末日における 受益権の総数	198,251,093口	333,119,575口
2. 当該特定期間の末日における 1単位当たりの純資産の額	1.0515円	1.0549円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6特定期間 (自 平成25年10月11日 至 平成26年4月10日)			第7特定期間 (自 平成26年4月11日 至 平成26年10月10日)		
分配金の計算過程 第41期（平成25年10月11日から平成25年11月11日まで） 計算期間末における分配対象額14,174,652円(10,000口当たり1,047円46銭)のうち、270,645円（10,000口当たり20円00銭）を分配金額としております。			分配金の計算過程 第47期（平成26年4月11日から平成26年5月12日まで） 計算期間末における分配対象額21,547,233円(10,000口当たり1,000円32銭)のうち、430,802円（10,000口当たり20円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	135,195円	配当等収益額（費用控除後）	A	86,559円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	522,530円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	12,887,222円	収益調整金額	C	21,254,421円
分配準備積立金額	D	629,705円	分配準備積立金額	D	206,253円
分配対象額（A+B+C+D）	E	14,174,652円	分配対象額（A+B+C+D）	E	21,547,233円
期末受益権口数	F	135,322,728口	期末受益権口数	F	215,401,060口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,047円 46銭	10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,000円 32銭
10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	270,645円	分配金額（F×H÷10,000）	I	430,802円
第42期（平成25年11月12日から平成25年12月10日まで） 計算期間末における分配対象額15,404,111円(10,000口当たり1,033円18銭)のうち、298,186円（10,000口当たり20円00銭）を分配金額としております。			第48期（平成26年5月13日から平成26年6月10日まで） 計算期間末における分配対象額22,159,245円(10,000口当たり1,006円64銭)のうち、440,258円（10,000口当たり20円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	77,939円	配当等収益額（費用控除後）	A	154,532円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	420,449円
収益調整金額	C	14,311,366円	収益調整金額	C	21,584,264円
分配準備積立金額	D	1,014,806円	分配準備積立金額	D	-円
分配対象額（A+B+C+D）	E	15,404,111円	分配対象額（A+B+C+D）	E	22,159,245円
期末受益権口数	F	149,093,437口	期末受益権口数	F	220,129,374口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,033円 18銭	10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,006円 64銭
10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	298,186円	分配金額（F×H÷10,000）	I	440,258円

第43期（平成25年12月11日から平成26年1月10日まで）
計算期間末における分配対象額18,634,842円(10,000口当たり1,021円40銭)のうち、364,884円（10,000口当たり20円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	118,857円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	17,754,283円
分配準備積立金額	D	761,702円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	18,634,842円
期末受益権口数	F	182,442,205口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,021円 40銭
10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	364,884円

第44期（平成26年1月11日から平成26年2月10日まで）
計算期間末における分配対象額20,820,127円(10,000口当たり1,041円43銭)のうち、399,829円（10,000口当たり20円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	164,991円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	619,081円
収益調整金額	C	19,546,447円
分配準備積立金額	D	489,608円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	20,820,127円
期末受益権口数	F	199,914,647口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,041円 43銭
10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	399,829円

第45期（平成26年2月11日から平成26年3月10日まで）
計算期間末における分配対象額19,833,277円(10,000口当たり1,030円08銭)のうち、385,077円（10,000口当たり20円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	102,423円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	27,395円
収益調整金額	C	18,924,647円
分配準備積立金額	D	778,812円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	19,833,277円
期末受益権口数	F	192,538,749口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,030円 08銭
10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	385,077円

第49期（平成26年6月11日から平成26年7月10日まで）
計算期間末における分配対象額24,030,563円(10,000口当たり1,029円24銭)のうち、466,953円（10,000口当たり20円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	184,592円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	794,558円
収益調整金額	C	22,916,842円
分配準備積立金額	D	134,571円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	24,030,563円
期末受益権口数	F	233,476,838口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,029円 24銭
10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	466,953円

第50期（平成26年7月11日から平成26年8月11日まで）
計算期間末における分配対象額26,469,259円(10,000口当たり1,042円21銭)のうち、507,937円（10,000口当たり20円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	198,854円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	620,942円
収益調整金額	C	25,021,599円
分配準備積立金額	D	627,864円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	26,469,259円
期末受益権口数	F	253,968,687口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,042円 21銭
10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	507,937円

第51期（平成26年8月12日から平成26年9月10日まで）
計算期間末における分配対象額27,779,737円(10,000口当たり1,026円63銭)のうち、541,173円（10,000口当たり20円00銭）を分配金額としております。

項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	107,825円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	1,053円
収益調整金額	C	26,739,277円
分配準備積立金額	D	931,582円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	27,779,737円
期末受益権口数	F	270,586,624口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,026円 63銭
10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	541,173円

第46期（平成26年3月11日から平成26年4月10日まで） 計算期間末における分配対象額20,132,039円(10,000口当たり1,015円47銭)のうち、396,502円（10,000口当たり20円00銭）を分配金額としております。			第52期（平成26年9月11日から平成26年10月10日まで） 計算期間末における分配対象額34,662,453円(10,000口当たり1,040円54銭)のうち、666,239円（10,000口当たり20円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	93,892円	配当等収益額（費用控除後）	A	225,038円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	863,188円
収益調整金額	C	19,526,718円	収益調整金額	C	33,088,478円
分配準備積立金額	D	511,429円	分配準備積立金額	D	485,749円
分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	20,132,039円	分配対象額（A＋B＋C＋D）	E	34,662,453円
期末受益権口数	F	198,251,093口	期末受益権口数	F	333,119,575口
10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,015円 47銭	10,000口当たりの分配対象額 （E÷F×10,000）	G	1,040円 54銭
10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	20円 00銭
分配金額（F×H÷10,000）	I	396,502円	分配金額（F×H÷10,000）	I	666,239円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

第7特定期間 (自 平成26年4月11日 至 平成26年10月10日)	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。これらは、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスクなどに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

（2）金融商品の時価等に関する事項

第7特定期間 (平成26年10月10日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	第6特定期間 (平成26年4月10日現在)	第7特定期間 (平成26年10月10日現在)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	161,681	1,232,838
合計	161,681	1,232,838

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第6特定期間 (平成26年4月10日現在)	第7特定期間 (平成26年10月10日現在)
1. 期首元本額	125,278,918円	198,251,093円
期中追加設定元本額	130,248,704円	180,032,931円
期中一部解約元本額	57,276,529円	45,164,449円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・マ ザーファンド	268,354,240	348,806,841	
	合計	268,354,240	348,806,841	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

（1）貸借対照表

区分	（平成26年10月10日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	169,888,086
国債証券	3,919,586,850
地方債証券	140,119,000
特殊債券	444,901,201
社債券	4,285,535,400
未収入金	330,084,720
未収利息	13,579,369
前払費用	4,384,764
流動資産合計	9,308,079,390
資産合計	9,308,079,390
負債の部	
流動負債	
未払金	407,885,160
未払解約金	160,000
流動負債合計	408,045,160
負債合計	408,045,160
純資産の部	
元本等	
元本	6,847,466,439
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,052,567,791
元本等合計	8,900,034,230
純資産合計	8,900,034,230
負債純資産合計	9,308,079,390

（注） 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンドの計算期間は、毎年4月11日から翌年4月10日までであり、開示対象ファンドの特定期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成26年10月10日現在における明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成26年4月11日 至 平成26年10月10日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	公社債 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として①業界団体が公表する店頭売買参考統計値 (平均値) ②金融商品取引業者の提示する価額（ただし、売気配相場は使用し ない）③価格情報会社の提供する価額などに基づいて時価評価しております。 時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認め た場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額に より評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成26年10月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権 の総数	6,847,466,439口
2. 当該計算期間の末日における1単位 当たりの純資産の額	1.2998円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成26年 4月11日 至 平成26年10月10日)	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスクなどに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(平成26年10月10日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	公社債 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成26年10月10日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	25,266,660
地方債証券	677,600
特殊債券	1,364,954
社債券	23,335,600
合計	50,644,814

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成26年10月10日現在）	
1. 期首元本額		5,091,105,552円
期中追加設定元本額		2,212,926,589円
期中一部解約元本額		456,565,702円
平成26年10月10日現在 における元本の内訳 (注)	明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	206,633,296円
	明治安田グローバルバランスオープン	50,652,908円
	明治安田DCグローバルバランスオープン	226,162,252円
	明治安田日本債券オープン（毎月決算型）	268,354,240円
	明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	591,076,606円
	明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	607,919,248円
	明治安田DC日本債券オープン	3,867,663,039円
	明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	65,720,255円
	明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	46,484,401円
	明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド（適格機関投資家私募）	916,800,194円
	合計	6,847,466,439円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第337回利付国債2年	187,000,000	187,160,820	
	第338回利付国債2年	176,000,000	176,147,840	
	第344回利付国債2年	211,000,000	211,240,540	
	第344回利付国債2年	123,000,000	123,140,220	
	第344回利付国債2年	59,000,000	59,067,260	
	第344回利付国債2年	18,000,000	18,020,520	
	第106回利付国債5年	100,000,000	100,380,000	
	第113回利付国債5年	100,000,000	100,751,000	
	第113回利付国債5年	388,000,000	390,913,880	
	第116回利付国債5年	100,000,000	100,353,000	
	第117回利付国債5年	47,000,000	47,155,100	
	第118回利付国債5年	52,000,000	52,144,560	
	第1回利付国債40年	6,000,000	7,068,480	
	第2回利付国債40年	9,000,000	10,131,210	
	第3回利付国債40年	13,000,000	14,631,240	
	第4回利付国債40年	14,000,000	15,733,900	
	第5回利付国債40年	12,000,000	12,823,440	
	第6回利付国債40年	26,000,000	27,020,240	
	第7回利付国債40年	10,000,000	9,803,300	
	第7回利付国債40年	6,000,000	5,881,980	
	第7回利付国債40年	3,000,000	2,940,990	
	第7回利付国債40年	4,000,000	3,921,320	
	第7回利付国債40年	1,000,000	980,330	
	第325回利付国債10年	33,000,000	34,198,560	
	第4回利付国債30年	20,000,000	25,588,400	
	第18回利付国債30年	39,000,000	45,441,630	
	第19回利付国債30年	35,000,000	40,737,200	
	第22回利付国債30年	26,000,000	31,150,340	
	第23回利付国債30年	25,000,000	29,947,000	
	第26回利付国債30年	25,000,000	29,417,500	
	第27回利付国債30年	75,000,000	89,709,750	
	第28回利付国債30年	14,000,000	16,775,920	
	第29回利付国債30年	20,000,000	23,585,000	
	第31回利付国債30年	30,000,000	34,151,400	
	第32回利付国債30年	45,000,000	52,105,950	
	第33回利付国債30年	8,000,000	8,746,720	
	第44回利付国債30年	167,000,000	169,010,680	
	第92回利付国債20年	11,000,000	12,814,670	
	第94回利付国債20年	13,000,000	15,158,650	
	第97回利付国債20年	18,000,000	21,214,260	

	第100回利付国債20年	100,000,000	117,904,000	
	第100回利付国債20年	100,000,000	117,904,000	
	第112回利付国債20年	3,000,000	3,496,230	
	第112回利付国債20年	100,000,000	116,541,000	
	第115回利付国債20年	76,000,000	89,553,840	
	第116回利付国債20年	26,000,000	30,620,200	
	第117回利付国債20年	24,000,000	27,920,160	
	第120回利付国債20年	79,000,000	86,065,760	
	第121回利付国債20年	20,000,000	22,629,000	
	第128回利付国債20年	84,000,000	94,604,160	
	第129回利付国債20年	57,000,000	63,337,260	
	第130回利付国債20年	26,000,000	28,823,860	
	第132回利付国債20年	32,000,000	34,900,160	
	第137回利付国債20年	100,000,000	108,639,000	
	第139回利付国債20年	100,000,000	107,004,000	
	第141回利付国債20年	16,000,000	17,310,080	
	第146回利付国債20年	11,000,000	11,802,890	
	第147回利付国債20年	35,000,000	36,866,550	
	第148回利付国債20年	90,000,000	92,935,800	
	第148回利付国債20年	93,000,000	96,033,660	
	第149回利付国債20年	51,000,000	52,515,720	
	第150回利付国債20年	60,000,000	60,565,800	
	第150回利付国債20年	31,000,000	31,292,330	
	第150回利付国債20年	13,000,000	13,122,590	
	第18回メキシコ合衆国円貨債券	100,000,000	100,034,000	
国債証券計		3,696,000,000	3,919,586,850	
地方債証券	第105回大阪府公募公債	140,000,000	140,119,000	
地方債証券計		140,000,000	140,119,000	
特殊債券	第5回韓国政策金融公社円貨債券	200,000,000	200,038,000	
	第44回韓国産業銀行円貨債券	100,000,000	100,074,000	
	S種第14回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	42,013,000	44,150,201	
	第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,639,000	
特殊債券計		442,013,000	444,901,201	
社債券	第525回東京電力（一般担保付）	100,000,000	100,428,000	
	第482回関西電力（一般担保付）	100,000,000	103,120,000	
	第491回関西電力（一般担保付）	100,000,000	100,407,000	
	第495回関西電力（一般担保付）	100,000,000	100,302,000	
	第425回九州電力（一般担保付）	100,000,000	100,098,000	
	第427回九州電力（一般担保付）	100,000,000	101,546,000	
	第427回九州電力（一般担保付）	40,000,000	40,618,400	
	第430回九州電力（一般担保付）	100,000,000	100,196,000	
	第3回五洋建設無担保社債	200,000,000	200,410,000	
	第49回住友化学無担保社債	100,000,000	101,289,000	
	第49回住友化学無担保社債	100,000,000	101,289,000	
	第1回マルホ無担保社債	100,000,000	99,978,000	

	第4回出光興産無担保社債	300,000,000	300,444,000	
	第26回ソニー無担保社債	100,000,000	105,426,000	
	第4回アドバンテスト無担保社債	100,000,000	99,990,000	
	第40回IHI無担保社債	100,000,000	100,575,000	
	第1回三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	101,181,000	
	第1回三井住友トラスト・ホールディングス無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	99,933,000	
	第1回三井住友フィナンシャルグループ（劣後特約付）	300,000,000	300,954,000	
	第1回千葉銀行無担保社債（劣後特約付）	100,000,000	100,197,000	
	第1回みずほフィナンシャルグループ無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	201,638,000	
	第66回アコム無担保社債	100,000,000	101,115,000	
	第8回ジャックス無担保社債	100,000,000	103,572,000	
	第23回野村ホールディングス無担保社債	100,000,000	107,434,000	
	第100回住友不動産無担保社債	100,000,000	98,816,000	
	第105回東武鉄道無担保社債	100,000,000	101,275,000	
	第44回ソフトバンク無担保社債	200,000,000	203,476,000	
	第44回ソフトバンク無担保社債	100,000,000	101,738,000	
	第11回フランス相互信用連合銀行円貨社債	100,000,000	100,417,000	
	第4回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	100,513,000	
	第12回ポスコ円貨社債	100,000,000	100,237,000	
	第9回モルガン・スタンレー円貨社債	100,000,000	100,599,000	
	第16回ルノー円貨社債	400,000,000	406,324,000	
社債券計		4,240,000,000	4,285,535,400	
合計			8,790,142,451	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

(平成26年10月31日現在)

【純資産額計算書】

I 資産総額	518,805,997円
II 負債総額	20,140,003円
III 純資産総額（I－II）	498,665,994円
IV 発行済口数	471,223,223口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0582円
（1万口当たり純資産額）	（10,582円）

(参考)

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	10,040,338,933円
II 負債総額	916,391,680円
III 純資産総額（I－II）	9,123,947,253円
IV 発行済口数	6,994,828,733口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3044円
（1万口当たり純資産額）	（13,044円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

＜過去5年間における資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年10月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	143 本	814,332,754,103 円
単位型株式投資信託	2 本	6,006,974,918 円
合 計	145 本	820,339,729,021 円

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,585,064	8,085,650
前払費用	80,260	101,153
未収入金	190,980	3,012
未収委託者報酬	487,397	824,141
未収運用受託報酬	141,641	147,074
未収投資助言報酬	197,081	217,338
その他	15,812	991
流動資産合計	8,698,236	9,379,363
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 90,863	※1 84,549
器具備品	※1 117,771	※1 100,559
有形固定資産合計	208,635	185,108
無形固定資産		
ソフトウェア	57,810	48,708
電話加入権	6,662	6,662
その他	340	257
無形固定資産合計	64,813	55,628
投資その他の資産		
投資有価証券	-	200
長期差入保証金	97,273	96,907
長期前払費用	95	30
投資その他の資産合計	97,368	97,137
固定資産合計	370,817	337,875
資産合計	9,069,054	9,717,238

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	82,916	23,796
未払金	539,304	603,836
未払収益分配金	135	121
未払償還金	7,315	7,315
未払手数料	198,056	337,275
その他未払金	333,796	259,123
未払費用	30,603	17,762
未払法人税等	7,214	57,049
未払消費税等	-	60,062
賞与引当金	86,215	51,446
流動負債合計	746,254	813,953
固定負債		
退職給付引当金	84,636	47,801
繰延税金負債	-	0
資産除去債務	27,376	27,735
固定負債合計	112,012	75,537
負債合計	858,266	889,491
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	520,962	1,137,921
利益剰余金合計	3,696,003	4,312,963
株主資本合計	8,210,787	8,827,746
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	0
評価・換算差額等合計	-	0
純資産合計	8,210,787	8,827,746
負債・純資産合計	9,069,054	9,717,238

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,773,510	4,149,012
受入手数料	21,027	11,000
運用受託報酬	1,564,002	1,371,391
投資助言報酬	372,192	411,659
営業収益合計	4,730,732	5,943,063
営業費用		
支払手数料	1,246,685	1,842,089
広告宣伝費	17,645	17,865
公告費	-	161
調査費	975,236	1,236,192
調査費	385,416	360,775
委託調査費	589,820	875,417
委託計算費	287,651	292,437
営業雑経費	90,766	106,361
通信費	17,735	17,043
印刷費	61,830	79,080
協会費	7,902	7,057
諸会費	3,283	2,989
営業雑費	14	190
営業費用合計	2,617,985	3,495,108
一般管理費		
給料	1,423,034	1,173,694
役員報酬	59,208	55,993
給料・手当	1,123,919	950,974
賞与	239,907	166,726
その他報酬	-	1,551
賞与引当金繰入	86,215	51,446
福利厚生費	239,485	205,022
交際費	1,049	1,176
寄付金	200	200
旅費交通費	27,549	25,398
租税公課	21,013	22,977
不動産賃借料	209,742	85,159
退職給付費用	27,754	14,537
固定資産減価償却費	81,773	60,202
諸経費	141,550	146,367
一般管理費合計	2,259,368	1,787,733
営業利益又は営業損失（△）	△146,621	660,222

	前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
営業外収益		
受取利息	3,610	2,661
償還金等時効完成分	50	42
保険契約返戻金・配当金	※ ¹ 1,192	※ ¹ 1,269
雑益	848	541
営業外収益合計	5,702	4,515
営業外費用		
為替差損	-	61
賃貸借契約解約損	117	-
雑損	1	-
営業外費用合計	119	61
経常利益又は経常損失（△）	△141,038	664,675
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	※ ² 161,764	※ ² 190
本社移転関連費用	※ ¹ 88,653	-
特別退職加算金等	130,628	-
特別損失合計	381,046	190
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（△）	△522,084	664,484
法人税、住民税及び事業税	2,290	47,525
法人税等合計	2,290	47,525
当期純利益又は当期純損失（△）	△524,374	616,959

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純損失（△）				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,050,436	4,225,478	8,740,261
当期変動額					
剰余金の配当			△5,099	△5,099	△5,099
当期純損失（△）			△524,374	△524,374	△524,374
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△529,474	△529,474	△529,474
当期末残高	83,040	3,092,001	520,962	3,696,003	8,210,787

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	8,740,261
当期変動額			
剰余金の配当			△5,099
当期純損失（△）			△524,374
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	△529,474
当期末残高	-	-	8,210,787

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	520,962	3,696,003	8,210,787
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益			616,959	616,959	616,959
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	616,959	616,959	616,959
当期末残高	83,040	3,092,001	1,137,921	4,312,963	8,827,746

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	8,210,787
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			616,959
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	616,959
当期末残高	0	0	8,827,746

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 （1）有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8年～18年 器具備品 3年～20年 （2）無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項**消費税等の会計処理方法**

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

表示方法の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）注記の組替えは行っておりません。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物	1,052千円	7,366千円
器具備品	222,594千円	220,998千円

（損益計算書関係）

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,192千円	1,269千円
本社移転関連費用	30,179千円	-

※2 前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

固定資産除却損の内容は、建物107,628千円、器具備品53,722千円、ソフトウェア413千円であります。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主にソフトウェア190千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	308,424,710円	16,330円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,585,064	7,585,064	-
(2) 未収委託者報酬	487,397	487,397	-
(3) 未収運用受託報酬	141,641	141,641	-
(4) 未収投資助言報酬	197,081	197,081	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	-	-	-
(6) 長期差入保証金	97,273	84,120	△13,152
資産計	8,508,457	8,495,304	△13,152
(1) 未払手数料	198,056	198,056	-
(2) その他未払金	333,796	333,796	-
負債計	531,852	531,852	-

当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,085,650	8,085,650	-
(2) 未収委託者報酬	824,141	824,141	-
(3) 未収運用受託報酬	147,074	147,074	-
(4) 未収投資助言報酬	217,338	217,338	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	200	200	-
(6) 長期差入保証金	96,907	85,233	△11,673
資産計	9,371,312	9,359,639	△11,673
(1) 未払手数料	337,275	337,275	-
(2) その他未払金	259,123	259,123	-
負債計	596,399	596,399	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

- (6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,584,441	-	-	-
未収委託者報酬	487,397	-	-	-
未収運用受託報酬	141,641	-	-	-
未収投資助言報酬	197,081	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	366	-	-	96,907
合計	8,410,927	-	-	96,907

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,084,873	-	-	-
未収委託者報酬	824,141	-	-	-
未収運用受託報酬	147,074	-	-	-
未収投資助言報酬	217,338	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	100	-	-
長期差入保証金	-	-	-	96,907
合計	9,273,427	100	-	96,907

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	200	200	0
小計	200	200	0
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-

合計	200	200	0
----	-----	-----	---

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	(千円)	△454,392
(2) 年金資産	(千円)	369,756
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	(千円)	△84,636
(4) 退職給付引当金 (3)	(千円)	△84,636

3. 退職給付費用に関する事項

退職給付費用	(千円)	27,754
--------	------	--------

（注）上記の退職給付費用以外に特別退職金129,228千円を特別損失に計上しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

- (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	84,636	千円
退職給付費用	14,537	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△51,371	〃
退職給付引当金の期末残高	47,801	〃

- (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	440,436	千円
年金資産	△392,907	〃
	47,258	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47,801	〃
退職給付に係る負債	47,801	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47,801	〃

- (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	14,537	千円
----------------	--------	----

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	689,786	千円	488,264	千円
税務上の繰延資産償却超過額	46,523	〃	30,791	〃
賞与引当金繰入限度超過額	32,770	〃	18,335	〃
退職給付引当金繰入限度超過額	31,036	〃	17,036	〃
その他	24,586	〃	26,327	〃
繰延税金資産小計	824,703	〃	580,755	〃
評価性引当額	△814,989	〃	△571,781	〃
繰延税金資産合計	9,713	〃	8,974	〃
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	-	〃	△0	〃
資産除去費用	△9,713	〃	△8,974	〃
繰延税金負債合計	△9,713	〃	△8,974	〃
繰延税金資産の純額	-	〃	△0	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
法定実効税率	-		38.01	%
（調整）				
交際費等永久に損金に算入されない項目	-		0.07	〃
評価性引当額の増減	-		△31.25	〃
住民税均等割	-		0.35	〃
その他	-		△0.03	〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-		7.15	%

（注）前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

なお、この変更による財務諸表への影響はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（15年）としており、割引率は1.314%を適用しております。

なお、前事業年度の本社移転に伴い、使用見込期間を16年から15年に、割引率を0.896%から1.314%にそれぞれ変更しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
期首残高	55,470	千円	27,376	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	27,316	〃	-	〃
時の経過による調整額	515	〃	359	〃
資産除去債務の履行による減少額	55,925	〃	-	〃

期末残高	27,376 千円	27,735 千円
------	-----------	-----------

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	2,773,510	21,027	1,564,002	372,192	4,730,732

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	4,149,012	11,000	1,371,391	411,659	5,943,063

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	210,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	26,081	未収運用受託報酬	5,926
							投資助言報酬	359,783	未収投資助言報酬	190,120
							支払手数料	162,340	未払手数料	53,501
							事務所家賃	231,510	未収入金	190,313
									その他未払金	99

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	260,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	24,994	未収運用受託報酬	6,713
							投資助言報酬	390,411	未収投資助言報酬	205,397
							支払手数料	190,026	未払手数料	63,325

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。
- ②事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
- （注）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	434,732円21銭	467,398円04銭
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額(△)	△27,763円78銭	32,665円81銭

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	8,210,787	8,827,746
普通株式に係る純資産額（千円）	8,210,787	8,827,746
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△524,374	616,959
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△524,374	616,959
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

1.中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2.監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表等

中間財務諸表

① 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	7,992,403
未収委託者報酬	1,135,639
未収運用受託報酬	284,712
未収投資助言報酬	217,256
その他	118,650
流動資産合計	9,748,663
固定資産	
有形固定資産	※1 174,951
無形固定資産	49,128
投資その他の資産	
投資有価証券	487
長期差入保証金	96,907
長期前払費用	980
投資その他の資産合計	98,375
固定資産合計	322,455
資産合計	10,071,118

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
未払償還金	7,315
未払手数料	529,181
未払法人税等	46,584
賞与引当金	60,471
その他	※2 375,602
流動負債合計	1,019,155
固定負債	
退職給付引当金	23,355
資産除去債務	27,918
固定負債合計	51,273
負債合計	1,070,429
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,310,880
利益剰余金合計	4,485,921
株主資本合計	9,000,705
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△16
評価・換算差額等合計	△16
純資産合計	9,000,689
負債純資産合計	10,071,118

②中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	2,542,061
受入手数料	4,390
運用受託報酬	703,133
投資助言報酬	202,170
営業収益合計	3,451,756
営業費用	
支払手数料	1,167,003
その他営業費用	848,025
営業費用合計	2,015,029
一般管理費	※1 920,678
営業利益	516,048
営業外収益	※2 2,762
営業外費用	-
経常利益	518,810
特別利益	-
特別損失	11
税引前中間純利益	518,798
法人税、住民税及び事業税	37,415
法人税等調整額	-
法人税等合計	37,415
中間純利益	481,383

③中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,137,921	4,312,963	8,827,746
当中間期変動額					
剰余金の配当			△308,424	△308,424	△308,424
中間純利益			481,383	481,383	481,383
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	172,958	172,958	172,958
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,310,880	4,485,921	9,000,705

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	0	0	8,827,746
当中間期変動額			
剰余金の配当			△308,424
中間純利益			481,383
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△16	△16	△16
当中間期変動額合計	△16	△16	172,942
当中間期末残高	△16	△16	9,000,689

[注記事項]

(重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
その他有価証券	
時価のあるもの	
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）	
2. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物 8年～18年	
器具備品 3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
3. 引当金の計上基準	
(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	
(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理方法	
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	10,523千円
器具備品	234,932千円
※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)	
※1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	17,234千円
無形固定資産	7,858千円
※2 営業外収益のうち主なもの	
受取利息	1,131千円
保険契約返戻金・配当金	1,130千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当期中間決算書

当中間会計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)						
1. 発行済株式に関する事項						
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末		
普通株式	18,887株	—	—	18,887株		
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。						
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。						
4. 配当に関する事項						
(1)配当金支払額						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	308,424,710円	16,330円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月27日
(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。						

(リース取引関係)

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,992,403	7,992,403	-
(2)未収委託者報酬	1,135,639	1,135,639	-
(3)未収運用受託報酬	284,712	284,712	-
(4)未収投資助言報酬	217,256	217,256	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	487	487	-
(6)長期差入保証金	96,907	87,334	△9,572
資産計	9,727,407	9,717,834	△9,572
(1)未払手数料	529,181	529,181	-
負債計	529,181	529,181	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	201	200	1
小計	201	200	1
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	286	304	△17
小計	286	304	△17
合計	487	504	△16

2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	27,735千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	182千円
当中間会計期間末残高	<u>27,918千円</u>

（賃貸等不動産関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	2,542,061	4,390	703,133	202,170	3,451,756

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 （自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）	
1株当たり純資産額	476,554円72銭
1株当たり中間純利益金額	25,487円55銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）
中間純利益金額(千円)	481,383
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	481,383
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

(重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

(平成26年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(平成26年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	
明治安田生命保険相互会社 ^{※1}	670,000 ^{※2}	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

※1 明治安田生命保険相互会社は、新規販売は行わず、換金のみ受付けます。なお、自動けいぞく投資コースの場合の分配金再投資は行われます。

※2 明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

2【関係業務の概要】**(1)受託会社**

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】**(1)受託会社**

該当事項はありません。

(2)販売会社

販売会社である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

1.名称、資本金の額及び事業の内容

- (A) 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- (B) 資本金の額 : 平成26年3月31日現在、10,000百万円
- (C) 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3.資本関係

該当ありません。

第3【参考情報】

委託会社は、当特定期間において、次の書類を提出しております。

- | | |
|------------|---|
| (1)有価証券届出書 | 平成26年7月10日 |
| (2)有価証券報告書 | 平成26年7月10日 |
| (3)臨時報告書 | 平成26年4月16日、平成26年5月19日、
平成26年6月17日、平成26年7月17日、
平成26年8月18日、平成26年9月19日 |

独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年11月28日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田日本債券オープン（毎月決算型）の平成26年4月11日から平成26年10月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田日本債券オープン（毎月決算型）の平成26年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月20日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 糞 輪 康 喜 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。